

報告第3号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和6年6月17日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

令和5年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）

令和5年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ888千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139,697千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 諸 収 入		千円 136,420	千円 △888	千円 135,532
	1 貸付金元利収入	136,420	△888	135,532
歳 入 合 計		140,585	△888	139,697

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 生活福祉費		千円 140,585	千円 △888	千円 139,697
	1 母子父子寡婦福祉費	140,585	△888	139,697
歳 出 合 計		140,585	△888	139,697

報告第4号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和6年6月17日

長崎県知事 大石 賢 吾

令和5年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第2号）

令和5年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ783千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50,862千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
(農業改良資金業務勘定)		千円 1,381	千円 Δ464	千円 917
1 繰入金		341	Δ1	340
	1 一般会計繰入金	341	Δ1	340
2 繰越金		1	Δ1	0
	1 繰越金	1	Δ1	0
3 諸収入		1,039	Δ462	577
	1 雑入	1,039	Δ462	577
(就農支援資金貸付勘定)		48,554	0	48,554
1 繰越金		38,292	Δ6,108	32,184
	1 繰越金	38,292	Δ6,108	32,184
2 諸収入		10,262	6,108	16,370
	1 貸付金元利収入	10,262	6,108	16,370

款	項	補正前の額	補正額	計
(就農支援資金業務勘定)		千円 689	千円 △319	千円 370
1 繰入金		669	△484	185
	1 一般会計繰入金	669	△484	185
2 繰越金		10	175	185
	1 繰越金	10	175	185
3 諸収入		10	△10	0
	1 雑入	10	△10	0
歳入合計		51,645	△783	50,862

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(農業改良資金業務勘定)		千円 1,381	千円 Δ464	千円 917
1 農林水産業費		1,381	Δ464	917
	1 農 業 費	1,381	Δ464	917
(就農支援資金貸付勘定)		48,554	0	48,554
1 農林水産業費		48,554	0	48,554
	1 公 債 費	48,554	0	48,554
(就農支援資金業務勘定)		689	Δ319	370
1 農林水産業費		689	Δ319	370
	1 農 業 費	689	Δ319	370
歳 出 合 計		51,645	Δ783	50,862

報告第5号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和6年6月17日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

令和5年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第2号）

令和5年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ208千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78,021千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(業務勘定)		千円 229	千円 Δ208	千円 21
1 繰 入 金		226	Δ207	19
	1 一般会計繰入金	226	Δ207	19
3 諸 収 入		2	Δ1	1
	2 雑 入	1	Δ1	0
歳 入	合 計	78,229	Δ208	78,021

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(業務勘定)		千円 229	千円 Δ208	千円 21
1 農林水産業費		229	Δ208	21
	1 林 業 費	229	Δ208	21
歳 出	合 計	78,229	Δ208	78,021

報告第6号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和6年6月17日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

令和5年度長崎県営林特別会計補正予算（第3号）

令和5年度長崎県営林特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,782千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ352,173千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 国庫支出金		千円 100,437	千円 Δ1,004	千円 99,433
	1 国庫負担金	2,117	Δ30	2,087
	2 国庫補助金	98,320	Δ974	97,346
2 財産収入		130,417	6,476	136,893
	1 財産運用収入	26	Δ2	24
	2 財産売却収入	130,391	6,478	136,869
3 繰入金		107,004	Δ29	106,975
	2 基金繰入金	2,172	Δ29	2,143
5 諸収入		45	175	220
	1 雑入	45	175	220
6 県債		25,000	Δ17,400	7,600
	1 県債	25,000	Δ17,400	7,600

款	項	補正前の額	補正額	計
歳入合計		千円 363,955	千円 Δ11,782	千円 352,173

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農林水産業費		千円 363,955	千円 Δ11,782	千円 352,173
	1 林業費	208,044	Δ11,782	196,262
	2 公債費	155,911	0	155,911
歳出合計		363,955	Δ11,782	352,173

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
県 営 林 造 林 事 業 費	千円 25,000	普通貸借 (借入先) (株) 日本政策 金融公庫 (借入時期) 令和5年度。た だし、工事その 他の都合により、 その全部又は一 部を翌年度に繰 延べ借入れする ことができる。	(株) 日 本政策金 融公庫法 第12条第 2項及び 林業経営 基盤の強 化等の促 進のため の資金の 融通等に 関する暫 定措置法 第5条第 2項によ り(株) 日本政策 金融公庫 の定める ところによ る。	借入時期から40 年以内(うち据 置期間25年以 内)において元 利均等又は元金 均等などの償還 の方法による。 ただし、本県財 政の都合によ り、繰上償還を なし、又は償還 年限を短縮し、 若しくは借換え をすることがで きる。	千円 7,600	補正前に同じ。	補正前 に同じ。	補正前に同じ。
計	25,000				7,600			

報告第7号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和6年6月17日

長崎県知事 大石 賢 吾

令和5年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第2号）

令和5年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ36,328千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,287千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
(貸付勘定)		千円 80,000	千円 △35,000	千円 45,000
2 繰越金		72,289	△35,080	37,209
	1 繰越金	72,289	△35,080	37,209
3 諸収入		7,651	80	7,731
	1 貸付金元利収入	7,651	80	7,731
(業務勘定)		1,615	△1,328	287
1 繰入金		1,553	△1,330	223
	1 一般会計繰入金	1,553	△1,330	223
2 繰越金		1	△1	0
	1 繰越金	1	△1	0
3 諸収入		61	3	64
	1 県預金利子	60	4	64

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	2 雑 入	千円 1	千円 Δ1	千円 0
歳 入	合 計	81,615	Δ36,328	45,287

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(貸付勘定)		千円 80,000	千円 △35,000	千円 45,000
1 農林水産業費		80,000	△35,000	45,000
	1 水産業費	80,000	△35,000	45,000
(業務勘定)		1,615	△1,328	287
1 農林水産業費		1,615	△1,328	287
	1 水産業費	1,615	△1,328	287
歳 出 合 計		81,615	△36,328	45,287

報告第 8 号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和 6 年 6 月 17 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

令和5年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第2号）

令和5年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ47,809千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80,206千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰 越 金		千円 1,106	千円 △672	千円 434
	1 繰 越 金	1,106	△672	434
3 諸 収 入		122,133	△47,137	74,996
	1 貸付金元利収入	122,133	△47,137	74,996
歳 入 合 計		128,015	△47,809	80,206

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 商 工 費		千円 128,015	千円 Δ47,809	千円 80,206
	1 商工業費	5,458	Δ672	4,786
	2 公 債 費	122,557	Δ47,137	75,420
歳 出 合 計		128,015	Δ47,809	80,206

報告第9号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和6年6月17日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

令和5年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第2号）

令和5年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ23,102千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ199,811千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 諸 収 入		千円 217,929	千円 Δ23,101	千円 194,828
	1 雑 入	217,929	Δ23,101	194,828
2 繰 越 金		4,984	Δ1	4,983
	1 繰 越 金	4,984	Δ1	4,983
歳 入 合 計		222,913	Δ23,102	199,811

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 庁用管理費		千円 222,913	千円 Δ23,102	千円 199,811
	1 庁用管理費	78,813	Δ7,566	71,247
	2 文書管理費	144,100	Δ15,536	128,564
歳 出 合 計		222,913	Δ23,102	199,811

報告第10号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和6年6月17日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

令和5年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算（第2号）

令和5年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,881千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ215,776千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		千円 162,562	千円 Δ1,928	千円 160,634
	1 使用料	162,562	Δ1,928	160,634
2 繰入金		58,092	Δ4,323	53,769
	1 一般会計繰入金	58,092	Δ4,323	53,769
3 繰越金		1	8	9
	1 繰越金	1	8	9
4 諸収入		2	1,362	1,364
	1 雑入	2	1,362	1,364
歳入合計		220,657	Δ4,881	215,776

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 農林水産業費		千円 220,657	千円 Δ4,881	千円 215,776
	1 水産業費	216,666	Δ4,881	211,785
	2 公 債 費	3,991	0	3,991
歳 出 合 計		220,657	Δ4,881	215,776

報告第11号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和6年6月17日

長崎県知事 大石賢吾

令和5年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第4号）

令和5年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ70,107千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,543,177千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
(港湾施設整備事業勘定)		千円 1,522,715	千円 △72,274	千円 1,450,441
1 使用料及び手数料		703,175	18,044	721,219
	1 使用料	703,175	18,044	721,219
2 財産収入		8,461	61,368	69,829
	2 財産売却収入	0	61,368	61,368
3 繰入金		353,081	△195,049	158,032
	1 一般会計繰入金	353,081	△195,049	158,032
4 繰越金		1	43,250	43,251
	1 繰越金	1	43,250	43,251
5 諸収入		76,997	5,613	82,610
	1 雑入	76,997	5,613	82,610
6 県債		381,000	△5,500	375,500

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 県債	千円 381,000	千円 △5,500	千円 375,500
(港湾整備事業勘定)		1,090,569	2,167	1,092,736
1 使用料及び手数料		12,428	△1,015	11,413
	1 使用料	12,428	△1,015	11,413
2 財産収入		1,075,555	3,321	1,078,876
	1 財産運用収入	81,530	2,024	83,554
	2 財産売却収入	994,025	1,297	995,322
3 諸収入		2,586	△152	2,434
	1 雑入	2,586	△152	2,434
4 繰越金		0	13	13
	1 繰越金	0	13	13
歳入合計		2,613,284	△70,107	2,543,177

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(港湾施設整備事業勘定)		千円 1,522,715	千円 Δ72,274	千円 1,450,441
1 土 木 費		1,522,715	Δ72,274	1,450,441
	1 港 湾 費	347,567	Δ72,274	275,293
	2 公 債 費	1,175,148	0	1,175,148
(港湾整備事業勘定)		1,090,569	2,167	1,092,736
1 土 木 費		1,090,569	2,167	1,092,736
	1 財 産 管 理 費	1,090,569	2,167	1,092,736
歳 出 合 計		2,613,284	Δ70,107	2,543,177

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
港 湾 施 設 整 備 費	千円 381,000	債券発行又は普通貸借 (借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、銀行その他 (借入時期) 令和5年度。ただし、工事その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。	年 利 5.0%以 内 (ただし、 利率見 直し方 式で借 り入れ る資金 につい て、利 率の見 直しを 行った 後にお いては、 当該見 直し後 の利率)	借入時期から30年以内（うち据置期間5年以内）において元利均等又は元金均等などの償還の方法による。ただし、本県財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができ	千円 375,500	補正前に同じ。	補正前に同じ。	補正前に同じ。
計	381,000				375,500			

報告第12号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和6年6月17日

長崎県知事 大石賢吾

令和5年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第2号）

令和5年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78,062,590千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 155,892	千円 4	千円 155,896
	1 財産運用収入	155,892	4	155,896
2 繰入金		11,963,894	0	11,963,894
	1 一般会計繰入金	8,478,002	△3	8,477,999
	2 基金繰入金	3,485,892	3	3,485,895
歳 入 合 計		78,062,586	4	78,062,590

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 公 債 費		千円 78,062,586	千円 4	千円 78,062,590
	1 公 債 費	78,062,586	4	78,062,590
歳 出	合 計	78,062,586	4	78,062,590

報告第13号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和6年6月17日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

令和5年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,701,564千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151,285,133千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		千円 40,220,139	千円 Δ1	千円 40,220,138
	1 負 担 金	40,220,139	Δ1	40,220,138
2 国庫支出金		45,512,300	Δ3,019,590	42,492,710
	1 国庫負担金	29,652,748	Δ2,932,365	26,720,383
	2 国庫補助金	15,859,552	Δ87,225	15,772,327
3 財産収入		1,505	Δ952	553
	1 財産運用収入	1,505	Δ952	553
4 繰 入 金		10,315,192	Δ606,741	9,708,451
	1 一般会計繰入金	9,371,585	Δ106,764	9,264,821
	2 基金繰入金	943,607	Δ499,977	443,630
5 繰 越 金		2,247,762	1	2,247,763
	1 繰 越 金	2,247,762	1	2,247,763

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸収入		千円 56,689,799	千円 Δ74,281	千円 56,615,518
	1 雑入	56,689,799	Δ74,281	56,615,518
歳入合計		154,986,697	Δ3,701,564	151,285,133

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 生活福祉費		千円 154,986,697	千円 Δ3,701,564	千円 151,285,133
	1 社会福祉費	154,986,697	Δ3,701,564	151,285,133
歳出合計		154,986,697	Δ3,701,564	151,285,133